

埼玉りそな据置定期預金<フリー・ポケット401k>

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

最長5年。

4. 商品提供金融機関

埼玉りそな銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は毎週見直しを行います。具体的には原則毎週最終営業日に新約定金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。（但し、金利情勢の変化に伴い週次に変更する場合もあります。）

6. 適用金利

お預け入れ時点で表示した、次の預入期間に応じた利率を適用します。この利率は最長預入期限まで変わりません。

- | | |
|-------------|-----------|
| ①1ヶ月以上3ヶ月未満 | ⑤2年以上3年未満 |
| ②3ヶ月以上6ヶ月未満 | ⑥3年以上4年未満 |
| ③6ヶ月以上1年未満 | ⑦4年以上5年未満 |
| ④1年以上2年未満 | ⑧5年 |

但し、預入期間が1ヶ月未満の場合のお利息は、ご解約日における普通預金利率を適用します。

7. 利払方法

満期日及び以後の自動継続時に一括して付利し、利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続いたします。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

6ヶ月複利の方法により計算します。
付利単位を1円とし1年を365日として日割りで計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

10. 満期日の取り扱い

最長預入期限（期間5年）に元金とお利息の合計額を新しい元金として継続します（元加継続）。

11. 解約及び一部解約の取り扱い

スイッチング等のため無手数料で解約及び一部解約ができます。それらの場合の適用利率は、預入期間に応じた当初お預け入れ時点（または継続時点）の利率となります。
解約しない部分については、当初お預け入れ時の利率がそのまま適用されます。
なお、本商品は、解約データ処理の都合により、満期日の2営業日前から満期日までスイッチング等による解約が不可となります。

12. お申込単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

13. 手数料

かかりません。

14. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されています。

埼玉りそな据置定期預金<フリー・ポケット401k>

本商品は元本確保型の商品です

15. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。

【保護の対象預金と保護の範囲】

金融機関毎に、当座預金などの決済用預金(※)を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。

(※決済用預金…「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、埼玉りそな銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

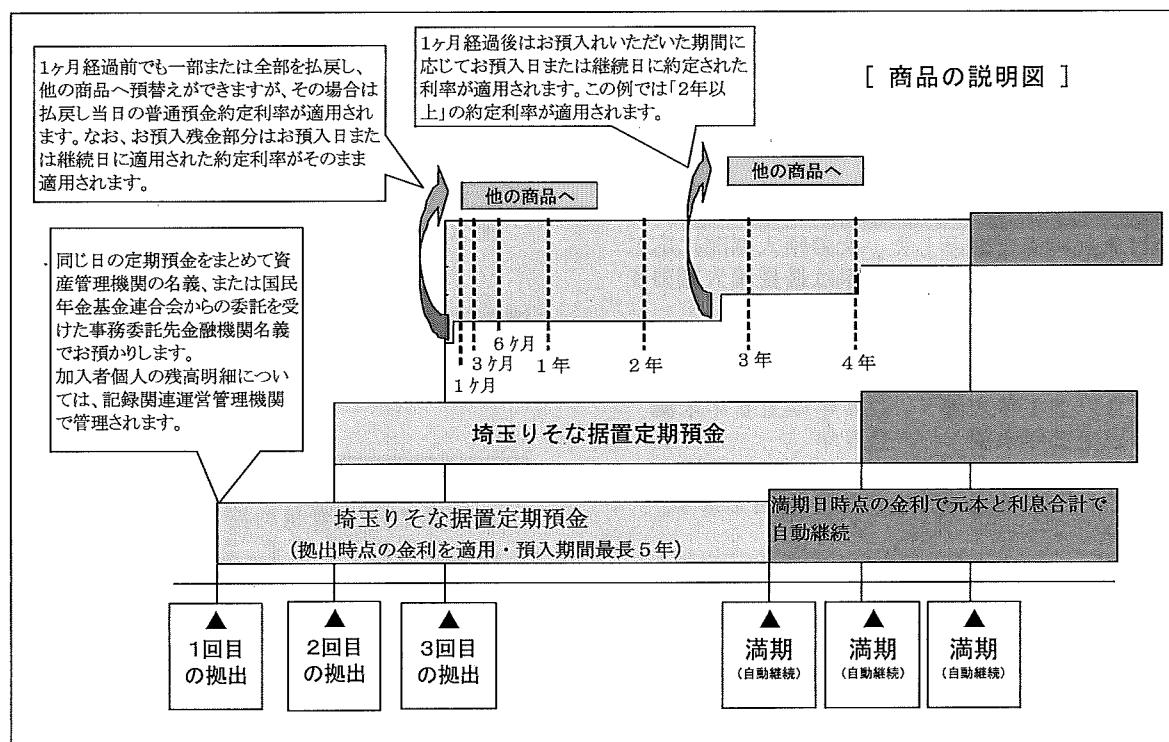
16. 利益の見込みおよび損失の可能性

預入日から5年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、解約の申し出がない限り自動継続します。また、預入期間の中途での解約(一部支払いを含みます)であっても、所定の利率により計算した利息と元本をお払ひいたします。

商品提供金融機関(埼玉りそな銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本利息については保護されないおそれがあります。

17. その他

この定期預金の約定管理などの取扱いは、りそな銀行が埼玉りそな銀行の代理店として行います。



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の情報提供ために埼玉りそな銀行が作成したものであり、当該預金の勧説を目的とするものではありません。なお、当資料で用いられている数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。また、当商品は、預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護される、元本確保型の商品です。